

Alipay 決済特約

この Alipay 決済特約（以下「本特約」という。）は、株式会社ジャックス（以下「JACCS」という。）をアクワイアラとした Alipay 決済を希望する加盟店と JACCS との間の Alipay コードを利用した対面取引決済に係る契約関係を定めるものです。Alipay 決済には、本特約だけでなく、カード加盟店規約（店頭販売用）（以下「基本規約」という。）及びその付随規約等の条項も適用されますので、ご注意ください。

第1条 （用語）

1. 本特約において、次各号に定める用語は、次各号に定める意味を有するものとします。
 - ①「Alipay ID」とは、提携組織又は発行者が会員の識別のために付与する ID をいいます。
 - ②「Alipay 決済」とは、Alipay 決済コードを用いて行う決済をいいます。
 - ③「Alipay 決済コード」とは、Alipay 決済のために会員に対して発行されるワンタイムのバーコード、その他の番号、記号、符号をいいます。
 - ④「Alipay 読取端末」とは、Alipay 決済コードを読み取ることができる端末であって、Alipay 決済に必要な機能を有するものをいいます。
 - ⑤「発行者」とは、Alipay 決済コードを会員に対して発行する者をいいます。
2. 本特約において定義されていない用語は、基本規約に定める意味を有するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、基本規約において定義された次の各号に定める用語は、Alipay 決済との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
 - ①「カード」とは、Alipay 決済コードを記録した端末、その他の有体物をいいます。
 - ②「カードの提示」又は「カードを提示」とは、Alipay 決済コードの提示をいいます。
 - ③「カード提示者」とは、Alipay 決済コードの提示者をいいます。
 - ④「カード番号等」とは、Alipay ID、パスワード等の Alipay 決済に関連して、会員の識別に使用される番号、記号、その他の符号をいいます。
 - ⑤「会員」とは、Alipay ID 及び／又は Alipay 決済コードを正当に所持する者をいいます。
 - ⑥「提携組織」とは、支付宝（中国）网络技术有限公司、又は、そのグループ会社をいいます。
 - ⑦「クレジット端末機」とは、Alipay 読取端末をいいます。

第2条 （適用関係）

1. 本特約と、基本規約との内容が、矛盾・抵触する場合には、本特約を優先して適用するものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、本契約を適用するものとします。

第3条 （取扱禁止商品）

Alipay 決済との関係では、基本規約第4条第1項に定める商品等に加え、本特約の別紙 A に定める商品を取扱禁止とします。

第4条 （会員の支払方法）

基本規約第6条の規定にかかわらず、Alipay 決済との関係では、支払回数は、1回のみとします。

第5条 （信用販売の方法等）

1. Alipay 決済コードの有効性の確認・取引承認
加盟店は、会員から Alipay 決済コードの提示による信用販売の要請があった場合、会員本人から Alipay 決済コードの提示を受け、Alipay 読取端末を利用して Alipay 決済コードの有

効性を確認し、発行者から、JACCS 所定の方法により、信用販売の取引の承認を得るものとします。取引承認が拒絶された場合には、Alipay 決済は実施できません。

2. Alipay 決済の実施

加盟店は、前項に定める取引承認の手続きを経た後に、Alipay 決済による信用販売を行うものとします。但し、加盟店は、前項に基づく取引承認の有無にかかわらず、会員に不審な点がある場合には、その不審な点が払拭されるまで、信用販売を拒絶するものとします。

3. 金額等の過誤

商品等の金額に誤りがある場合には、JACCS 所定の方法により、当該商品等の売上を取り消す等して、改めて本条の手続きにより、売上データ等を作成し直します。

4. Alipay ID、パスワードの非保持

加盟店は、Alipay ID 及びそのパスワードに係る情報を受領せず、保持しないものとします。

5. 基本規約の規定との関係

基本規約第7条第1項から第6項の規定は、Alipay 決済との関係では、適用しないものとします。

6. その他の手続き

本条に定める他、信用販売の方法については、JACCS 所定の手続に従うものとします。

第6条（信用販売における遵守事項）

1. 基本規約第8条第4項の規定は、Alipay 決済との関係では、次のとおり、置き換えて適用するものとします。

「加盟店は、次の各号に定める事由のいずれかがある場合には、Alipay 決済に基づく信用販売を拒絶し、JACCS に通知し、JACCS の指示に従うものとします。

①偽造、変造、模造が疑われる Alipay 決済コードの提示を受けた場合

②Alipay 決済コードの提示者に不審な点がある場合（Alipay 決済コードの提示者が保有する携帯電話等の端末が盗品である疑いがある場合を含むがこれに限られない。）

③通常の取引と比べて異常に大量又は異常に高価な商品の購入の申込がある場合

④Alipay 決済を利用した現金化を目的とした信用販売の疑いがある場合

⑤上記の他、信用販売取引に不審な点がある場合」

2. 加盟店は、一時に多数の顧客が来店し、多数の Alipay 決済コードの提示がある場合は、取違い、不正取引等が発生しないよう、特に注意しなければならないものとします。

3. 加盟店は、実施した信用販売、又は提示を受けた Alipay 決済コードについて、JACCS が、違法・不正な取引の調査のために、照会を行った場合は、当該照会に協力するものとします。JACCS は、その情報をカードの安全対策のために自由に利用することができるものとします。

4. 基本規約第9条の規定は、Alipay 決済との関係では、適用しないものとします。

以上

WeChat Pay 決済特約

この WeChat Pay 決済特約（以下「本特約」という。）は、株式会社ジャックス（以下「JACCS」という。）をアクワイアラとした WeChat Pay 決済を希望する加盟店と JACCS との間の WeChat Pay コードを利用した対面取引決済に係る契約関係を定めるものです。WeChat Pay 決済には、本特約だけでなく、カード加盟店規約（店頭販売用）（以下「基本規約」という。）及びその付随規約等の条項も適用されますので、ご留意下さい。

第1条 （用語）

1. 本特約において、次各号に定める用語は、次各号に定める意味を有するものとします。
 - ①「WeChat Pay ID」とは、提携組織又は発行者が会員の識別のために付与する ID をいいます。
 - ②「WeChat Pay 決済」とは、WeChat Pay 決済コードを用いて行う決済をいいます。
 - ③「WeChat Pay 決済コード」とは、WeChat Pay 決済のために会員に対して発行されるワンタイムのバーコード、その他の番号、記号、符号をいいます。
 - ④「WeChat Pay 読取端末」とは、WeChat Pay 決済コードを読み取ることができる端末であって、WeChat Pay 決済に必要な機能を有するものをいいます。
 - ⑤「発行者」とは、WeChat Pay 決済コードを会員に対して発行する者をいいます。
2. 本特約において定義されていない用語は、基本規約に定める意味を有するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、基本規約において定義された次の各号に定める用語は、WeChat Pay 決済との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
 - ①「カード」とは、WeChat Pay 決済コードを記録した端末、その他の有体物をいいます。
 - ②「カードの提示」又は「カードを提示」とは、WeChat Pay 決済コードの提示をいいます。
 - ③「カード提示者」とは、WeChat Pay 決済コードの提示者をいいます。
 - ④「カード番号等」とは、WeChat Pay ID、パスワード等の WeChat Pay 決済に関連して、会員の識別に使用される番号、記号、その他の符号をいいます。
 - ⑤「会員」とは、WeChat Pay ID 及び／又は WeChat Pay 決済コードを正当に所持する者をいいます。
 - ⑥「提携組織」とは、支付宝（中国）网络技术有限公司、又は、そのグループ会社をいいます。
 - ⑦「クレジット端末機」とは、WeChat Pay 読取端末をいいます。

第2条 （適用関係）

1. 本特約と、基本規約との内容が、矛盾・抵触する場合には、本特約を優先して適用するものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、本契約を適用するものとします。

第3条 （取扱禁止商品）

WeChat Pay 決済との関係では、基本規約第4条第1項に定める商品等に加え、本特約の別紙 A に定める商品を取扱禁止とします。

第4条 （会員の支払方法）

基本規約第6条の規定にかかわらず、WeChat Pay 決済との関係では、支払回数は、1回のみとします。

第5条 （信用販売の方法等）

1. WeChat Pay 決済コードの有効性の確認・取引承認
加盟店は、会員から WeChat Pay 決済コードの提示による信用販売の要請があった場合、会

員本人から WeChat Pay 決済コードの提示を受け、WeChat Pay 読取端末を利用して WeChat Pay 決済コードの有効性を確認し、発行者から、JACCS 所定の方法により、信用販売の取引の承認を得るものとします。取引承認が拒絶された場合には、WeChat Pay 決済は実施できません。

2. WeChat Pay 決済の実施

加盟店は、前項に定める取引承認の手続きを経た後に、WeChat Pay 決済による信用販売を行うものとします。但し、加盟店は、前項に基づく取引承認の有無にかかわらず、会員に不審な点がある場合には、その不審な点が払拭されるまで、信用販売を拒絶するものとします。

3. 金額等の過誤

商品等の金額に誤りがある場合には、JACCS 所定の方法により、当該商品等の売上を取り消す等して、改めて本条の手続きにより、売上データ等を作成し直します。

4. WeChat Pay ID、パスワードの非保持

加盟店は、WeChat Pay ID 及びそのパスワードに係る情報を受領せず、保持しないものとします。

5. 基本規約の規定との関係

基本規約第 7 条第 1 項から第 6 項の規定は、WeChat Pay 決済との関係では、適用しないものとします。

6. その他の手続き

本条に定める他、信用販売の方法については、JACCS 所定の手続に従うものとします。

第 6 条 (信用販売における遵守事項)

1. 基本規約第 8 条第 4 項の規定は、WeChat Pay 決済との関係では、次のとおり、置き換えて適用するものとします。

「加盟店は、次の各号に定める事由のいずれかがある場合には、WeChat Pay 決済に基づく信用販売を拒絶し、JACCS に通知し、JACCS の指示に従うものとします。

①偽造、変造、模造が疑われる WeChat Pay 決済コードの提示を受けた場合

②WeChat Pay 決済コードの提示者に不審な点がある場合 (WeChat Pay 決済コードの提示者が保有する携帯電話等の端末が盗品である疑いがある場合を含むがこれに限られない。)

③通常の取引と比べて異常に大量又は異常に高価な商品の購入の申込がある場合

④WeChat Pay 決済を利用した現金化を目的とした信用販売の疑いがある場合

⑤上記の他、信用販売取引に不審な点がある場合」

2. 加盟店は、一時に多数の顧客が来店し、多数の WeChat Pay 決済コードの提示がある場合は、取違い、不正取引等が発生しないよう、特に注意しなければならないものとします。

3. 加盟店は、実施した信用販売、又は提示を受けた WeChat Pay 決済コードについて、JACCS が、違法・不正な取引の調査のために、照会を行った場合は、当該照会に協力するものとします。JACCS は、その情報をカードの安全対策のために自由に利用することができるものとします。

4. 基本規約第 9 条の規定は、WeChat Pay 決済との関係では、適用しないものとします。

以上

Alipay Connect 決済特約

この Alipay Connect 決済特約（以下「本特約」という。）は、Alipay Connect による決済を希望する加盟店と株式会社ジャックス（以下「JACCS」という。）との間の本件決済手段を利用した対面取引決済に係る契約関係を定めるものです。Alipay Connect には、本特約だけでなく、カード加盟店規約（店頭販売用）及びその付随規約等（以下「基本規約」という。）の条項も適用されますので、ご留意下さい。

第1条 （定義）

1. 本特約において、次の各号に定める用語は、次各号に定める意味を有するものとします。
 - ①「本件決済手段アカウント」とは、提携組織又は発行者が会員の識別のために付与するアカウントをいいます。
 - ②「Alipay Connect」とは、Alipay Singapore E-Commerce Private Limited 又はその関連会社を提携組織とする資金決済に関するサービスの仕組みをいいます。
 - ③「Alipay Wallet」とは、Alipay.com Co. Ltd. が発行するアカウント及び当該アカウントを用いた決済サービスをいいます。
 - ④「本件決済手段」とは、Alipay Connect に加盟している事業者が当該加盟した地位に基づき顧客に対して提供する決済手段（バーコード、QR コードその他の記号を含みます。）をいいます。
 - ⑤「本件決済端末」とは、本件決済手段の有効性を確認できる端末であって、Alipay Connect に必要な機能を有するものをいいます。
 - ⑥「発行者」とは、本件決済手段を会員に対して発行する者をいいます。
2. 本特約において定義されていない用語は、基本規約に定める意味を有するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、基本規約において定義された次の各号に定める用語は、Alipay Connect との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
 - ①「カード」とは、本件決済手段を記録した端末、その他の有体物又は本件決済手段そのものをいいます。
 - ②「カードの提示」又は「カードを提示」とは、本件決済手段を記録した端末、その他の有体物又は本件決済手段そのものの提示をいいます。
 - ③「カード提示者」とは、本件決済手段を記録した端末、その他の有体物又は本件決済手段そのものの提示者をいいます。
 - ④「カード番号等」とは、本件決済手段アカウント、パスワード等の Alipay Connect に関連して、会員の識別に使用される番号、記号、その他の符号をいいます。
 - ⑤「会員」とは、本件決済手段アカウント及び／又は本件決済手段を正当に所持する者をいいます。
 - ⑥「信用販売」とは、本件決済手段を利用した商品、権利の販売又は役務提供をいいます。
 - ⑦「クレジット端末機」とは、本件決済端末をいいます。
 - ⑧「提携組織」とは、Alipay Singapore E-Commerce Private Limited 又はその関連会社をいいます。
 - ⑨「提携組織の規則」とは、Alipay Connect への参加者が Alipay Connect の決済システム等を利用するに際して遵守すべき事項として Alipay Singapore E-Commerce Private Limited 又はその関連会社その他 Alipay Connect の運営主体が定め、変更する各種の規制、ガイドラインその他のルールをいいます。
4. 第2項の規定にかかわらず、基本規約に「クレジット端末機無償設置に関する特約」が付帯されている場合の用語は、Alipay Connect との関係では次に定めるとおりの意味に読み替えて適用するものとします。

- ①「Visa、MasterCard ブランド」とは「Alipay Connect ブランド」をいいます。
5. 第2項の規定にかかわらず、基本規約において定められた次の各号に定める用語は、Alipay Connect との関係では、次各号に定めるとおりの意味に読み替えて、基本規約及び本特約の条項を適用するものとします。
- ①「立替払」とは、JACCS が Alipay Connect の売上金を JACCS 所定の金銭を差し引いた上で加盟店に対して支払うことをいい、JACCS が提携組織から Alipay Connect の売上金を受領する前に加盟店に対する支払を行う場合のみならず、当該売上金を受領した後に加盟店に対する支払を行う場合を含みます。
- ②「立替金」とは、立替払において加盟店に支払われる金銭をいいます。

第2条 (適用関係等)

1. 本特約は基本規約第1条14項に定める「本規約等」に含まれ、本特約と基本規約との内容が、矛盾・抵触する場合には、本特約を優先して適用するものとします。
2. 本規約等と提携組織の規則とが矛盾・抵触する場合には、提携組織の規則が優先するものとします。

第3条 (取扱禁止商品)

基本規約第4条第1項第4号に定める商品等に、別途提携組織が定める商品を加えるものとします。

第4条 (会員の支払方法)

基本規約第6条の規定にかかわらず、Alipay Connect との関係では、本件決済手段に係る支払回数は、1回払いに限るものとします。

第5条 (本件決済手段の提供方法等)

1. 本件決済手段の有効性の確認・取引承認
加盟店は、会員から本件決済手段の提供の要請があった場合には、本件決済端末を利用してその取扱契約に基づき発行者から、JACCS 所定の方法により、本件決済手段の提供の承認を得るものとします。取引承認が拒絶された場合には、本件決済手段は提供できません。
2. 本件決済手段の提供の実施
加盟店は、前項に定める取引承認の手続を経た後に、本件決済手段の提供を行うものとします。ただし、加盟店は、前項に基づく取引承認の有無にかかわらず、会員に不審な点がある場合には、その不審な点が払拭されるまで、本件決済手段の提供を拒絶するものとします。
3. 購入完了画面への誘導
加盟店は、決済が完了した場合、会員に対し、取引完了を表示し、又は取引完了画面へ誘導するものとします。
4. 金額等の過誤
前項の手続に従い行われた本件決済手段の提供における商品等の金額に誤りがある場合には、加盟店は、JACCS 所定の方法により、当該商品等の売上を取り消す等して、正確な金額により売上データ等を作成し直すものとします。
5. 本件決済手段アカウント、パスワードの非保持
加盟店は、本件決済手段アカウント及びそのパスワードに係る情報を受領せず、保持しないものとします。
6. 基本規約の規定との関係
基本規約第7条第2項から第5項の規定は、Alipay Connect との関係では、適用しないものとします。
7. その他の手続
本条に定める他、Alipay Connect の提供方法については、JACCS 所定の手続に従うものとします。

第6条（立替金の支払）

JACCSは、本特約及び基本契約第15条第1項に基づき、加盟店が、JACCSに対して行う立替金の支払請求に対して、基本契約第16条第1項に基づき立替金の支払を行うものとします。

第7条（Alipay Walletへの提携組織の規則の適用）

本特約を締結した場合には、Alipay Walletを用いて行った決済についても、提携組織の規則のうち決済に係る規則が適用されます。

第8条（Alipay Connectの提供における遵守事項等）

1. 基本規約第9条第4項の規定は、Alipay Connectとの関係では、次のとおり、置き換えて適用するものとします。
「加盟店は、次の各号に定める事由のいずれかがある場合には、信用販売を拒絶するとともに、JACCSに通知し、JACCSの指示に従うものとします。
①偽造、変造、模造が疑われる本件決済手段の提示を受けた場合
②本件決済手段の提示者に不審な点がある場合（本件決済手段の提示者が保有する携帯電話等の端末が盗品である疑いがある場合を含むがこれに限られない。）
③通常の取引と比べて異常に大量又は異常に高価な商品の購入の申込がある場合
④Alipay Connectを利用した現金化を目的とした疑いがある場合
⑤上記の他、Alipay Connectに係る取引に不審な点がある場合」
2. 加盟店は、一時に多数の顧客が来店し、多数の本件決済手段の提示がある場合は、取違い、不正取引等が発生しないよう、特に注意しなければならないものとします。
3. 加盟店は、実施した本件決済手段に係る取引、又は提示を受けた本件決済手段について、JACCSが、違法・不正な取引の調査のために、照会を行った場合は、当該照会に協力するものとします。JACCSは、その情報をカードの安全対策のために自由に利用することができるものとします。
4. 基本規約第10条及び第11条の規定は、Alipay Connectとの関係では、適用しないものとします。

第9条（提携組織の規則に基づく遵守事項等）

1. 基本規約第3条第5項の規定にかかわらず、加盟店は、Alipay Connectとの関係では、自らの店舗又はウェブサイト等において、提携組織の商号、商標・ロゴ等の表示を行うものとし、提携組織の商号、商標・ロゴ等を使用する際には、提携組織の規則に従うものとします。
2. 基本規約第41条に定める場合を除き、JACCSは、加盟店がAlipay Connectの提供を受けられないことにより被った損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 加盟店は、Alipay Connectの提供を受けられないことにより加盟店が被った損害について、提携組織は賠償する責任を負わないことを異議なく承諾するものとします。
4. 加盟店が販売促進の目的でAlipay Connectに関する情報媒体を表示し、または発行等する場合には、加盟店は、これらの情報媒体に係る著作権その他の権利が提携組織に帰属することを確認します。
5. 基本規約第32条の調査の結果、JACCSが必要と認めたときは、JACCSは、加盟店に対する差し止め請求その他必要な措置を採ることができるものとし、加盟店は、これに従うものとします。
6. 加盟店は、本契約締結時点において、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを表明し、保証するとともに、将来において侵害しないことを確約します。また、加盟店が取扱う商品が第三者の著作権その他の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合には、加盟店は、第三者の著作権その他の権利を侵害しないように必要な措置を行った上で、取扱商品を提供するものとします。

7. 加盟店は、JACCS の書面による事前承諾がない限り、Alipay Connect の提供に係る業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないものとします。
8. 前各項に掲げるほか、提携組織の規則上、JACCS が加盟店に遵守させることが求められている事項を遵守するものとする。

第10条（有効期間）

1. 本特約の有効期間は基本規約第37条に定めるとおりとし、基本規約第1条第13項に定める本契約の終了とともに、当事者間の何らの意思表示等を要せずに当然に終了するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、JACCS は、JACCS の都合により、いつでも、何らの通知又は催告を要せず、本特約に基づく Alipay Connect の提供を停止又は終了させることができるものとします。
3. JACCS は、前項に基づき、Alipay Connect の提供を停止又は終了されたことにより加盟店又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

以上